（その１）

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		
加	加	㊤	㊦	0	0

平成25 年分
（ 開催分）

（ふりがな） あんとにおいのきこうえんかい

1 政治団体の名称 アントニオ猪木後援会

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-1-1

（アパート・マンション名） 参議院議員会館314号室

3 代表者の氏名 （姓）猪木 （名）寛至

4 会計責任者の氏名 （姓）野田 （名）数

事務担当者の氏名 （姓）野田 （名）数

（電話） 03-6550-0314

（電話）

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類	参議院議員
（現職・候補者の別）	（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）猪木 （名）寛至

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	（姓）猪木 （名）寛至
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓） （名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓） （名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

受付
26.3.11
収支公開室
第 号

269 号
26.3.-3
東京都選挙管理委員会
事務局

0641

資金管理団体の指定の期間
平成25年 8月 16日 から
平成25年 12月 31日 まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成25年 8月 16日 から
平成25年 12月 31日 まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

111090

（その２）

収　支　の　状　況

【エラーチェック済】

１　収支の総括表

収　入　総　額	4,800,000
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	4,800,000
支　出　総　額	1,269,953
翌年への繰越額	3,530,047

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	1,800,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	3,000,000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	4,800,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	4,800,000	

【エラーチェック済】

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金　　額	年 月 日	住　　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備　　考
1	山本博之	300,000	H25/10/31	東京都墨田区千歳2-14-8コンフォリア両国サウス902	会社役員	
2	飯島芳孝	1,500,000	H25/12/11	東京都練馬区早宮1-45-14	会社役員	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	0				
	合　　計	1,800,000				

【エラーチェック済】

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3.政治団体	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金　　額	年 月 日	住　　所　(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備　　考
1	日本維新の会参議院比例区第61支部	1,000,000	H25/9/19	東京都港区赤坂7-3-37プラースカナダ1階	猪木寛至	
2	日本維新の会参議院比例区第61支部	1,000,000	H25/11/18	東京都港区赤坂7-3-37プラースカナダ1階	猪木寛至	
3	日本維新の会参議院比例区第61支部	1,000,000	H25/12/13	東京都港区赤坂7-3-37プラースカナダ1階	猪木寛至	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	0				
	合　　計	3,000,000				

【エラーチェック済】

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	268,169	0	
(4) 事務所費	453,620	0	
小計	721,789	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	426,110	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	122,054	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	548,164	0	
合計	1,269,953		

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	印鑑代	26,000	H25/8/22	活版小僧	港区新橋2-16-1ニュー新橋ビル1F	
2	携帯電話機	24,885	H25/9/19	ドコモショップ赤坂見附店	港区赤坂3-2-3APA赤坂見附ビル	
3	印鑑代：角印、ｺﾞﾑ印(2)	11,050	H25/9/30	えんえんリンクかたちや店	港区西新橋5-25-2　TYﾋﾞﾙ1F	
4	アスクル：9月分	26,059	H25/10/15	(有)南信堂	千代田区九段南3-7-7　南信堂ﾋﾞﾙ	
5	アスクル：10月分	34,808	H25/11/13	(有)南信堂	千代田区九段南3-7-7　南信堂ﾋﾞﾙ	
6	アスクル：11月分	16,686	H25/12/13	(有)南信堂	千代田区九段南3-7-7　南信堂ﾋﾞﾙ	
7	議員写真パネル代	52,500	H25/12/25	ﾄﾞｰｼﾞｮｰﾁｬｸﾘｷ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ(株)	港区南麻布2-2-24	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	76,181				
	合計	268,169				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		４．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	新聞雑誌代	23,419	H25/9/19	丸の内新聞事業協同組合	千代田区内幸町1-7-10	
2	名刺代	39,200	H25/9/20	大槻デザイニング(株)	江東区牡丹3-28-1	
3	携帯電話料金	17,449	H25/10/29	NTTファイナンス(株)	港区芝浦1-2-1	
4	NHK受信料	49,300	H25/10/30	NHK 日本放送協会	渋谷区神南2-2-1	
5	新聞雑誌代（9月分）	14,438	H25/10/30	丸の内新聞事業協同組合	千代田区内幸町1-7-10	
6	コピー機リース料	10,710	H25/11/11	(株)日本ビジネスリース	中央区日本橋本町3-4-6 ﾆｭｰｶﾜｲﾋﾞﾙ4F	
7	新聞代	24,000	H25/11/21	(株)日本時事評論社	山口市吉敷赤田4-6-38	
8	携帯電話料金	19,414	H25/11/25	NTTファイナンス(株)	港区芝浦1-2-1	
9	ヤマト運輸	16,975	H25/11/25	ヤマト運輸(株)	中央区銀座2-16-10	
10	新聞雑誌代（9月分）	25,832	H25/11/26	丸の内新聞事業協同組合	千代田区内幸町1-7-10	
11	富士ｾﾞﾛｯｸｽ	43,333	H25/11/26	富士ゼロックス東京(株)	中野区本町2-46-1 中野坂上ｻﾝﾌﾞﾗｲﾄﾂｲﾝ25F	
12	携帯電話料金	26,518	H25/12/20	NTTファイナンス(株)	港区芝浦1-2-1	
13	新聞雑誌代（12月分）	23,388	H25/12/20	丸の内新聞事業協同組合	千代田区内幸町1-7-10	
14						
15						
	その他の支出	119,644				
	合計	453,620				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	14,240				
	合計	14,240				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 組織対策費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	411,870				
	合計	411,870				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
					書籍購入費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	書籍代	23,040	H25/9/19	五車堂書房　参議院内	千代田区永田町1-7-1	
2	書籍代	10,079	H25/10/7	文教堂書店	港区赤坂2-14　国際新赤坂ﾋﾞﾙ	
3	購読料	23,640	H25/10/17	(株)都政新報社	新宿区西新宿7-23-1　TSﾋﾞﾙ	
4	書籍代	18,760	H25/10/29	五車堂書房　参議院内	千代田区永田町1-7-1	
5	書籍代	15,730	H25/11/27	五車堂書房　参議院内	千代田区永田町1-7-1	
6	書籍代	21,150	H25/12/24	五車堂書房　参議院内	千代田区永田町1-7-1	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	9,655				
	合計	122,054				

(その17)

資産等の状況

【エラーチェック済】

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

【エラーチェック済】

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☐　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年　2月　28日

政治団体の名称　アントニオ猪木後援会

会計責任者の氏名　野田　　数　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成２６年２月２０ 日

アントニオ猪木後援会

代表　　猪木 寛至　　殿

登録政治資金監査人 飯森誠之
登録番号　第 1049 号
研修終了年月日　平成 21 年 4 月 22 日

１．監査の概要

（１） 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づきアントニオ猪木後援会の平成 25 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２） この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３） 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４） この政治資金監査はアントニオ猪木後援会の主たる事務所において行った。

２．監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１） 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領

収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2） 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3） 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4） 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3．業務制限

アントニオ猪木後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、アントニオ猪木後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上